

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

特になし

2. 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・器具及び備品、ソフトウェア一定額法

3. 重要な会計方針の変更

特になし

4. 法人で採用する退職給付制度

採用なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産は全額定期預金であり、増減はない。

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

取崩なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

別紙のとおり

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし